

民、居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することです。

あり、勧告より拘束力が強くなります。

また、従来の避難行動としましては、避難勧告等の発令に伴い、小中学校の体育館や公民館等の公的な施設への避難が一般的でした。が、災害対策基本法の改正により、避難勧告等の対象とする避難行動として、屋外で移動することが危険な場合は、2階などの安全な所に、移動することも避難行動といたしました。

次に避難場所についてですが、防災計画では、一時避難場所、指定避難場所、避難所が明記しております。

避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所であり、避難所とは災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所をいいます。

土砂災害ハザードマップは、大雨等により土砂災害の発生の危険が高まった場合あるいは災害が発生した場合に、町民の皆さんのが迅速に安全な場所に避難していただき、被害を最小限とするために作成したものです。

黄色で示されている土砂災害を特に整備する必要がある区域警戒区域は、土砂災害により住民等の生命、身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備する必要があります。赤色で示される土砂災害特別警戒区域は、土砂

災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命、身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定程度の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域であります。

自分たちが住んでいる場所が土砂災害警戒区域等の危険箇所であれば、雨が降り始めたら、常に土砂災害情報や斜面の状況に注意していただき、危険だと思われる場合は、迷わず早めの避難を心がけていただきたいと思います。また、土砂災害警戒情報が発表された場合には、直ちに避難場所へ避難していただきたいと思います。

大雨、地震等の町の情報収集体制は、現在、町の気象情報観測システムによる「雨量情報」、(株)ウエザーニューズによる「水防対策支援サービス（5月～10月）」、ぎふ土砂災害警戒ポータルによる「土砂災害警戒情報」、国土交通省の「XバンドMPレーダー雨量情報」の情報をもとに、避難準備情報、避難勧告、避難指示等を決定し、防災無線やチャットメールにより伝達しております。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）は、通信衛星と町の防災行政無線を利用し、対処に時間的余裕のない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達するシステムでございます。これは、地震の場合、震度

4を想定して設定しております。

また、原子力対策については、県境から100km範囲内には8つの原子力事業所が立地していますが、当町は30km以上離れており、原子力災害対策強化地域にも指定されておりません。しかし、

放射性物質の拡散は、気象条件や地形の影響を受けることから、近県の原子力事業所で災害が発生した場合に、その影響が八百津町に及ぶ可能性は否定できません。そのため、県や関係機関と連携して、必要な対策を実施しなければならないと考えております。

八百津町の防災計画について、ホームページで公表しているとの答弁だが、ホームページを見ておられない人に對しては、どのように対応されるのか。

5月23日の全員協議会で、総務課長は「暮らしの便利帳」を4800部作り、全世帯に配布すると説明している。そのときに行政情報とか、福祉総合情報等を住民に伝えると聞いているが、防災計画もこのように全員に周知することが必要だと考える。

土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で危険と判断されたときは、「迷わず先に避難してください」と説明しました。

避難される場合は、近所でも親戚でも良いです。もし、避難したいと役場へ連絡されれば、避難所等の開設も検討していきます。

放射性物質に運搬について、把握しておりませんので、調べてお知らせします。

避難勧告と避難指示の違いで、

また、「2階等への避難行動」と言われたが、どこで決められたのか。

明されたい。

土砂災害の関係で、「迷わず避難してください」と言われたが、避難所を開設していないなくて

放射性物質の運搬等について、例えば国道21号、41号を通過する場合は、町に連絡はあるのか

どうかお尋ねする。

答

(渡辺防災安全室長)

防災計画のホームページ以外の周知方法は、まとめたものを配布できるよう検討しています。

2階等への避難については、避難勧告ガイドラインがあり、

その中にも紹介されておりますし、災害対策基本法の中でも、危険な場合は2階等に退避するのも避難行動の一つとされています。

5月23日の全員協議会で、総務課長は「暮らしの便利帳」を4800部作り、全世帯に配布すると説明している。そのときに行政情報とか、福祉総合情報等を住民に伝えると聞いているが、防災計画もこのように全員に周知することが必要だと考える。

土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で危険と判断されたときは、「迷わず先に避難してください」と説明しました。

避難される場合は、近所でも親戚でも良いです。もし、避難したいと役場へ連絡されれば、避難所等の開設も検討していきます。

放射性物質に運搬について、把握しておりませんので、調べてお知らせします。

避難勧告と避難指示の違いで、

また、「2階等への避難行動」と言われたが、どこで決められたのか。

問

愛知県大府市で2007年、認知症（要介護4）の男性（91歳）が徘徊中に、列車

にねられ死亡し、JR東海は

男性の遺族に、振替輸送代等約720万円を損害賠償を請求した。

今年4月24日名古屋高裁は、男

性の妻（91歳）と長男（63歳）に全額支払いを命じた一審判決を変更し、妻に対してのみ約360万円の賠償を命じた。しかし、負

わせる事は、一審と内容は変わらない。高齢者が高齢者を介護する「老老介護」も年々増え、

高齢ながらに介護に汗を流している人が大勢いる。しかし、家族に重い責任を負わせれば、それだけ在宅介護を躊躇することになり、介護現場は崩壊する事になる。損害賠償を家族に求めるのでなく、公的に支払う仕組みとか、公的保険の加入によって救済制度を検討すべきではないだろうか。

公的保険について

Q2 認知症者の事故の責任と賠償について

答

(村瀬参事)

名古屋高裁での控訴審判決は、議員からご説明のあつたとおりでございまして、この二審判決に不服があるとし、JR東海側も被告側も、ともに最高裁判に上告している状況です。認知症は介護状態が複雑で、被告側にどこまで責任を求められるかが大きな関心事となつて